

令和6年10月18日

厚生労働大臣
福岡 資麿 殿

一般社団法人日本専門医機構
理事長 渡辺 毅



厚生労働大臣から日本専門医機構への意見及び要請についての回答

平素は当機構の運営に関し、ご支援及びご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、「令和7年度専門研修プログラム等に対する意見について」（令和6年10月1日付け厚生労働省発医政1001第1号）で拝受いたしました「医師法第16条の10第1項に基づく厚生労働大臣から一般社団法人日本専門医機構への意見」に対しまして、当機構内にて検討させていただきましたので、下記のとおり回答申し上げます。

記

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること (医師法第16条の10関係)

○令和7年度専攻医募集におけるシーリング案について

【厚生労働大臣からの意見】

特別地域連携プログラムについては、地域偏在の解消や、専攻医が地域医療を経験できること等の目的を維持し、地域偏在是正の実効性を検証しながら、連携先の要件や研修期間等について改良を加えていくこと。

【回答】

特別地域連携プログラムについては、専攻医が地域医療を経験できる等、非常に重要なプログラムであると考えておりますが、基本領域学会からは連携施設の設置要件となっている医師少数区域における施設が研修施設としての要件を満たしていることが非常に少なく、設置することが困難との意見がございます。このプログラムのみで地域偏在の解消は難しいと考えますが、地域偏在を助長しないよう、また、専門医制度の本来の目的である研修の質にも留意しながら研修施設の設置要件や研修期間等も含め検討してまいります。

【厚生労働大臣からの意見】

特別地域連携プログラムの連携先施設の新しい要件として提案された「医師少数区域の病院に医師を1年以上派遣する研修施設」については、医師派遣の実行性の担保が困難と考えられることや、地域偏在の助長の懸念があることから、連携先の要件に含めず、既存の要件のとおりとすること。

【回答】

特別地域連携プログラムの連携先施設の新しい要件として、「医師少数区域の病院に医師を1年以上派遣する研修施設」を提案させていただきましたが、医師派遣の実行性の担保や地域偏在の助長の懸念があるとのことご指摘を受け、令和7年度は連携先の要件には含めないことといたします。今回、ご指摘いただきました点を解消できるよう、更なる仕組みの検討を進めてまいります。

【厚生労働大臣からの意見】

令和6年度専攻医募集におけるシーリング案に対する厚生労働大臣の意見であった「特別地域連携プログラムの連携施設の候補の一覧を作成、公表する等、研修プログラム基幹施設が特別地域連携プログラムの連携先を検討、設定しやすいように配慮すること」について、速やかな対応を行うこと。

【回答】

特別地域連携プログラムの連携先となる施設について、足下充足率が0.7以下（小児科については0.8以下）の都道府県のうち、連携先の条件に含まれる医師少数区域（なお、小児科については小児科医師偏在指標に基づく相対的医師少数区域）に関して、

- ・令和7年度については、既に貴省のホームページにて公開されております医師少数区域の一覧を参照し、基本領域毎に、足下充足率が0.7以下（小児科については0.8以下）の都道府県の医師少数区域の一覧を昨年同様に作成し、公表いたします。
- ・令和8年度以降に向けては、連携施設の候補の一覧を作成する方法を検討し、基本領域学会、都道府県に協力いただきながら、連携施設候補一覧を作成、公表することにより、設置を検討されているプログラムにおいて、連携先を検討しやすくするよう対応してまいります。

【厚生労働大臣からの意見】

シーリング対象外の基幹施設のプログラムにおいて、研修期間の大部分をシーリング対象地域における連携先で研修を行っているプログラムの実態を調査し、医道審議会に令和6年度中に報告すること。

【回答】

シーリング対象外の基幹施設のプログラムにおいて、研修期間の大部分をシーリング対象地域の連携先で研修を行っているプログラムが存在するかについては、専門医取得時に専攻医が研修を行った施設として当機構に提出されたデータが、この実態の調査で有用であるか否かを確認し、令和6年度中に何かしらの報告ができるよう検討してまいります。

この場合、意見書の「研修期間の大部分」の定義が明らかでないことから、全研修期間に対する該当する研修期間の割合、研修期間の半分以上の期間が該当する研修期間であるプログラムの割合などを評価項目とする予定です。